

公有財産（土地開発基金用地）売払いのながれ

① 売払公告

- ・売払物件は市ホームページ、市掲示板に「公有財産（土地開発基金用地）売り払い公告」として掲載しています。また、「公有財産（土地開発基金用地）売払募集要項」等をよくお読みください。

② 現地確認

- ・物件の引渡しは現状のままとなりますので、買受を希望される場合は必ず現地にて物件をご確認下さい。

③ 「公有財産（土地開発基金用地）買受申込書」等の提出

- ・個人、法人で申し込む場合と共有名義で申し込む場合とで、申込書類が異なりますので、ご注意ください。

（公有財産（土地開発基金用地）買受申込書類チェックリストにてご確認ください）

- ・受付場所 勝山市役所 1 階 建設課 都市施設整備係
(ダイヤルイン 0779-88-8107)
- ・受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(土・日曜日、祝祭日は除く)
※郵便、電話、ファクス、電子メールによる申込みは受け付けません。

④ 買受予定者の決定

- ・先着順により申請書を受付ます。
提出された申請書の内容を審査した後、売払いが決定します。
- ・勝山市より「公有財産買受け決定通知書」・「契約書」・「納入通知書」・「登記請求書」の送付

⑤ 買受決定通知

通知を受けた日から 5 日以内に契約

Yes ↓

売買代金即納の場合

通知到着後 5 日以内

No ↓

売買代金を契約後 30 日以内に即納の場合

通知到着後 5 日以内

⑥ 契 約

・代金納入

※契約書に貼付する収入印紙は
落札者負担



⑥ 契 約

・契約保証金(契約金額の 1 割以上納入)

※契約書に貼付する収入印紙は
落札者負担



契約後 30 日以内



⑦ 売買代金納入

⑦ 所有権移転

・売買代金の納入が行われたときに所有権
移転
(所有権移転登記請求書提出)



⑧ 所有権移転登記

・所有権移転登記は物件の引渡し後、
市が実施
・所有権移転登記に必要な登録免許税は
落札者が負担

⑨ 登記済証、登記識別情報の交付

・所有権移転登記の完了後、登記済証・登
記識別情報を買受者に交付

⑧ 所有権移転、契約保証金の返還

・売買代金の納入が行われたときに所有権
移転
(所有権移転登記請求書提出)
※売買代金納入後、契約保証金を返還し
ます。



⑨ 所有権移転登記

・所有権移転登記は物件の引渡し後、
市が実施
・所有権移転登記に必要な登録免許税は
落札者が負担

⑩ 登記済証、登記識別情報の交付

・所有権移転登記の完了後、登記済証・登
記識別情報を買受者に交付